

○国土交通省告示第二百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十条第二項の規定に基づき、遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁及び天井の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百二十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第三 天井の構造方法</p> <p>令第二十二条の三第二項に規定する技術的基準に適合する天井の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 厚さが〇・九五センチメートル以上のせつこうボード（その裏側に厚さが十センチメートル以上のグラスウール（かさ比重が〇・〇一六以上のものに限る。）又はロックウール（かさ比重が〇・〇三以上のものに限る。）を設けたものに限る。）とすること</p> <p>二 平成二十八年国土交通省告示第六百九十四号に定める構造方法（開口部を設ける場合にあつては、当該開口部が遮音上有効な構造であるものに限る。）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第三 天井の構造方法</p> <p>令第二十二条の三第二項に規定する技術的基準に適合する天井の構造方法は、厚さが〇・九五センチメートル以上のせつこうボード（その裏側に厚さが十センチメートル以上のグラスウール（かさ比重が〇・〇一六以上のものに限る。）又はロックウール（かさ比重が〇・〇三以上のものに限る。）を設けたものに限る。）とすることとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。